

## 第2節 発災直後に実施する活動

地震発災直後において、班体制が確立する前に、本市が行う初動活動は次のとおりとする。

第1 地震情報の収集

第2 勤務時間外時の職員の自主参集

第3 勤務時間外時の参集途上  
における被害状況の把握

第4 避難所の開設

第5 重要事項の決定

第6 災害対策本部の設置準備

第7 初動体制の準備

第8 交通対策

## 第1 地震情報の収集【全職員】

職員は、地震を体感した場合、震度情報を得るように努める。

### 1 地震、緊急地震速報の覚知

#### (1) 勤務時間内

##### ① 危機管理担当職員

ア 直ちに、自分の身を守る行動をとる。

イ 計測震度計、災害オペレーション支援システム、テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災情報の登録制メール等により地震情報の収集を行う。

※「震度5弱以上」の地震が発生した場合

ウ 庁内放送等を通して、地震情報を職員、来庁者等へ周知する。

エ 防災行政無線、登録制メール等により、震度情報等を市民等へ周知する。

オ 災害対策本部の設置（震度5強以上）など、災害対策活動体制を整備する。

##### ② その他職員

ア 直ちに、自分の身を守る行動をとるとともに、来庁者等の安全確保を図る。

イ 施設内が危険な場合は、屋外の安全な場所へ来庁者等とともに、避難する。

※「震度5弱以上」の地震が発生した場合

ウ 応急対策活動に備える。

#### (2) 勤務時間外

##### ① 全職員

ア 直ちに、自分の身を守る行動をとるとともに、家族等の安全確保を図る。

イ テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災情報の登録制メール等により吉川市内の地震情報の収集を行う。

ウ 職員自身の自主参集の基準に従い、参集行動などをとる。

## 第2 勤務時間外時の職員の自主参集【全職員】

勤務時間外に「震度4」の地震が発生した場合、あらかじめ指定された職員は勤務場所に自主参集し、地震情報、被災情報等の収集、確認に当たる。

「震度5弱以上」の地震発生を覚知した場合、職員は動員計画に従い、所定の場所へ自主参集する。

### <活動内容と手順>

#### 1 自主参集の開始

##### (1) 「震度4」の場合

あらかじめ指定された職員は、勤務場所に自主参集する。

##### (2) 「震度5弱」の場合

あらかじめ指定された職員は、勤務場所に自主参集する。

##### (3) 「震度5強以上」の場合

全職員は、市役所等、所定の場所に自主参集する。

なお、あらかじめ指定された職員は、指定された避難所等を経由して、所定の場所に参集する。

『【本文】本編 本章 第3節「第5 人命にかかわる災害情報等の収集・報告」(P171~178)』  
参照

#### 2 参集に際しての注意

- (1) 原則、オートバイ、自転車、徒歩による参集
- (2) 食料、飲料水、ラジオ、最小限の衣服等の携帯
- (3) 活動しやすい服装及びヘルメット・軍手等の着用
- (4) 通信機器（携帯電話、アマチュア無線等）の携帯（保有者のみ）
- (5) 参集途上において火災又は人身事故等に遭遇したときは、付近住民と協力して適切な処置をとること。

### 第3 勤務時間外時の参集途上における被害状況の把握【全職員】

自主参集する職員は、参集途上において人命にかかる災害情報を収集しなければならない。

なお、参集途上における被害状況の把握は、迅速な参集を第一として、その範囲で把握した情報を報告するものである。

『【本文】本編 本章 第3節「第5 人命にかかる災害情報等の収集・報告」(P171～178)』  
参照

## 第4 避難所の開設【 避難所班、教育施設班、学校教育班、 住宅対策班、総括班 】

「避難所班」は、「教育施設班」「学校教育班」の支援を受け、地域住民や自治会及び自主防災組織等と協力し、避難所を開設するとともに、避難所へ市民を誘導する。なお、避難所が崩壊等の理由で使用不能な場合は、その旨を「広報情報班」に連絡するとともに、代替場所の確保に努めるものとする。

「教育施設班」及び「住宅対策班」は、避難所の応急危険度判定を行う。

開設及び誘導を行った後は、「総括班」と連絡調整を図りながら、施設の運営体制の確立に努めるとともに、「救護班」と協力し、医療救護所等の設置準備を行うものとする。

【本文】『本編 第3章 第3節「第4 避難対策」(P156～170)、第4節「第2 医療救護(P202～204)」』参照

## 第5 重要事項の決定【本部長等】

災害対策本部体制が機能する以前の段階において、次の事項の意志決定を行う。

### <活動内容と手順>

#### 1 勤務時間外における重要事項の意志決定方法

本部長に事故があった場合又は本部長が欠けた場合の本部長代行の順位は、次のとおりである。

- 第1順位 副市長
- 第2順位 市民生活部長
- 第3順位 政策室長

#### 2 勤務時間内における重要事項の意思決定方法

勤務時間内に地震が発生した場合、本部長、副本部長、本部員等は、次に示す「3 意思決定事項」で記載する項目について協議し、必要な意思決定を行う。

なお、迅速を要するときは、在庁又は連絡可能な最上級意志決定者において専決する。

#### 3 意志決定事項

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 避難情報の発令
- (3) 広域応援要請
- (4) 自衛隊災害派遣要請
- (5) 災害救助法の適用
- (6) その他重要事項の決定
  - ① 配備体制
  - ② 災害情報、被害情報の分析とそれに伴う対策活動の基本方針
  - ③ 災害対策に要する経費
  - ④ その他

## 第6 災害対策本部の設置準備【総括班、財政班】

次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。

### <活動内容と手順>

#### 1 庁舎被災状況等の確認

「財政班」は、庁舎の被災状況等を確認する。

- (1) 建物、庁内破損状況、電気、水道、ガス、ガラス等の被災状況
- (2) 庁内の火気、危険物の点検
- (3) 通信機器の機能点検

障害がある場合は、直ちに東日本電信電話(株)に対応を要請する。

- (4) 非常電源の機能点検

故障の場合は、修理業者への連絡、又は東京電力パワーグリッド(株)川口支社へ対応を要請する。

- (5) 庁舎周辺の外部状況の確認

- (6) 確認事項について「広報情報班」へ報告

班員が不在のときは登庁している本部長、副本部長又は本部員へ報告する。

#### 2 庁内での災害対策本部の設置

「総括班」は、庁舎3階会議室に災害対策本部を設営する。

#### 3 庁舎被災時の災害対策本部の設置

庁舎が被災し、庁内での本部設置が不可能な場合は、吉川松伏消防組合消防本部に設置する。

#### 4 電話回線の確保

- (1) 災害時の緊急連絡用として、災害時優先電話の使用ルールを確認する。

- (2) 一般加入電話の集中によって、防災・減災対策に支障をきたした場合には、衛星通信車載局や特設公衆電話の配備等について、東日本電信電話(株)埼玉事業部へ要請する。

#### 5 埼玉県等への第1報

- (1) 本市から県への第1報は、被害の発生直後に必要事項を報告する。なお、情報の伝達方法は、次の順位により行う。

① 災害オペレーション支援システムへの入力

② 県防災行政無線FAX(衛星系、地上系):「発生速報(様式第1号)」

※県に報告できない場合は、直接、消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

③ 連絡員を県災害対策本部春日部支部(東部地域振興センター)へ派遣する。

※非常通信として、有線通信、防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、関東地方非常通信構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を

利用した非常通信を行うことができる。  
 (2) 報告する内容は、次のとおりとする。なお、第1報は、「総括班（危機管理課長）」が把握できた範囲の情報を直ちに報告する。

① 勤務時間外

ア 庁舎内及び庁舎周辺の被害状況

(人的・建物の被害、火災の発生、電気・水道・電話・県防災行政無線・執務室等の庁舎の設備の状況、参集人数等)

イ 自主参集時に収集した人的・建物・火災等にかかる災害情報の概数

② 勤務時間内

ア 庁舎内及び庁舎周辺の被害状況

(人的・建物の被害、火災の発生、電気・水道・電話・県防災行政無線・執務室等の庁舎の設備の状況、参集人数等)

**6 その他災害対策本部設置に必要な準備活動**

(1) 来庁者、庁舎内にいる職員等の安全を確認し、来庁者を避難所等安全な場所へ誘導する。

(2) テレビ、ラジオからの地震・災害情報の視聴体制をとる。

(3) 庁内の危険箇所の立入り禁止規制を実施する。

**□報告先及び通信手段等**

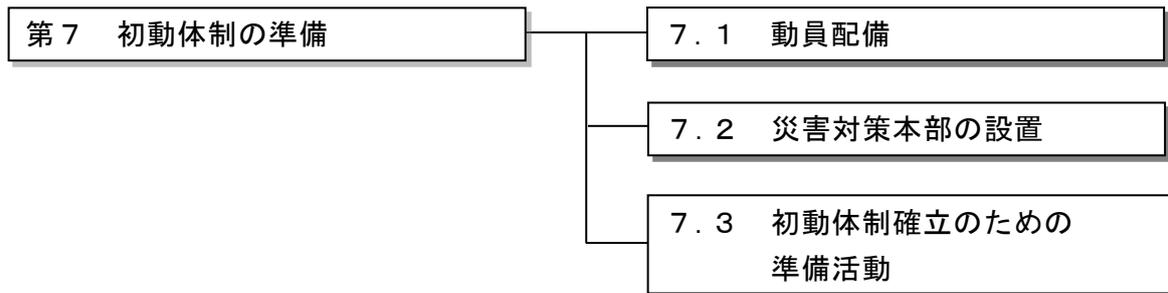
報告先		通信手段		番 号	
県	本部 (災害対策課)	一般加入電話		電話	048-830-8181
				FAX	048-830-8159
		防災行政無線電話	地上系	電話	(発信特番)-200-951
				FAX	(発信特番)-200-950
		衛星系	電話	(発信特番)-200-951	
			FAX	(発信特番)-200-950	
	危機管理防災部当直(時間外)		電話	048-830-8111	
			FAX	048-830-8119	
	春日部支部 (東部地域振興センター)	一般加入電話		電話	048-737-1110
				FAX	048-737-9958
防災行政無線電話		地上系	電話	(発信特番)-276-951	
			FAX	(発信特番)-276-950	
衛星系		電話	(発信特番)-276-951		
		FAX	(発信特番)-276-950		
消防庁	平日(9:30~18:15) 応急対策室	N T T 東日本回線		電話	03-5253-7527
				FAX	03-5253-7537
		消防防災行政無線		電話	TN-90-49013
				FAX	TN-90-49033
		地域衛星通信ネットワーク		電話	TN-048-500-90-49013
				FAX	TN-048-500-90-49033
	上記以外 宿直室	N T T 東日本回線		電話	03-5253-7777
				FAX	03-5253-7553
		消防防災行政無線		電話	TN-90-49102
				FAX	TN-90-49036
		地域衛星通信ネットワーク		電話	TN-048-500-90-49102
				FAX	TN-048-500-90-49036

『【様式】様式第1号「発生速報」』参照

(注) TN は、回線選択番号を示す。

## 第7 初動体制の準備

本市は、勤務時間内外を問わず、人的被害の防止・軽減を図るため、いち早く被災情報の収集を行い、状況に応じた的確な応急対策活動体制をとる。なお、勤務時間外では参集した限られた職員数で効果的な活動を実施するために、「震度5強以上」の地震が発生した場合は、災害対策本部を速やかに設置し、被災の状況や職員の参集状況等に応じた班を編制し、緊急初動体制を準備する。



### 7.1 動員配備【総括班】

地震災害に対処するため、本部長等は『【本文】本編 本章 第1節「第2 体制の種別と配備基準」(P118～119)』に示す配備基準に応じた配備体制をとり、別紙に示す職員の動員配備を行う。

なお、本部長不在の場合の意志決定者については、『【本文】本編 本章 第2節「第5 重要事項の決定」(P135)』に従うものとする。また、事前に指定された本部員の参集が不可能である場合は、副部長級をもって充てるものとする。

別紙

□配備体制別動員計画表（1／2）

災害対策本部 の組織		通常組織	統括本部員/ 統括副本部員	班長 課	警備体制 (震度4)	緊急体制 (震度5弱)	非常体制 (震度5強)	
本部長		市長					◎	
副本部長		副市長					◎	
		市民生活部長				※	◎	
本部員		参与					◎	
		教育長					◎	
		政策室長				※	◎	
		総務部長					◎	
		会計管理者					◎	
		議会事務局長					◎	
		こども福祉部長					◎	
		健康長寿部長					◎	
		産業振興部長					◎	
		都市計画部長				※	◎	
		都市建設部長				※	◎	
		教育部長				※	◎	
		消防長					◎	
総括部	総括班	危機管理課	市民生活部長	□	○	◎	◎	
		政策室（職員担当）				○	◎	
		* 道路課				○	◎	
		* 河川下水道課				○	◎	
広報 情報部	広報情報班	政策室（職員担当以外）	政策室長	□		◎	◎	
		庶務課（情報管理担当）				○	◎	
市民 財務部	市民支援班	市民課	総務部長 会計管理者	□		○	◎	
		* 課税課					◎	
		* 収納課					◎	
	被害調査税務班	課税課		□			◎	
		収納課				◎		
	財政班	財政課	□		○	◎		
	出納班	会計課	□			◎		
福祉 救援部	生活再建班	地域福祉課	こども福祉部長	□		○	◎	
		要配慮者支援班		障がい福祉課	□		○	◎
				長寿支援課			○	◎
	保育班	保育幼稚園課		□				◎
		保育所						◎
		こども発達センター 子育て支援センター						◎

- 注) ○印は、指定された職員の動員を示す。  
注) ◎印は、課等に属する職員全員又はその職にある者の動員を示す。  
注) □印は、班長を担当する課を示す。  
注) ※印は、本部員であるが、動員する部の統括者としての動員を示す。  
注) \*印は、兼務課を示す。

□配備体制別動員計画表（2 / 2）

災害対策本部 の組織		通常組織	統括本部員/ 統括副本部員	班長 課	警備体制 (震度4)	緊急体制 (震度5弱)	非常体制 (震度5強)
福祉 救済部	避難所班	庶務課（文書担当）	健康長寿部長			○	◎
		市民サービスセンター				○	◎
		子育て支援課		□		○	◎
		児童館ワンダーランド				○	◎
		国保年金課				○	◎
		スポーツ推進課				○	◎
		市民参加推進課				○	◎
		生涯学習課				○	◎
		中央公民館				○	◎
		監査委員事務局				○	◎
		* 地域福祉課				○	◎
		* 子育て支援センター				○	◎
		* 障がい福祉課				○	◎
		* こども発達センター				○	◎
		* 保育幼稚園課				○	◎
		* 保育所				○	◎
* 長寿支援課			○	◎			
* 学校教育課			○	◎			
* 教育センター			○	◎			
* 給食センター			○	◎			
医療 救済部	救護班	健康増進課	健康長寿部長	□			◎
環境 物資部	環境衛生班	環境課	産業振興部長	□			◎
		環境センター				◎	
	産業物資班	商工課		□			◎
		企業誘致担当					◎
		農政課					◎
		農業委員会事務局					◎
* 教育総務課				◎			
応急 対策部	住宅対策班	都市計画課（公園緑地担当以外）	都市計画部長	□		◎	◎
		開発建築課				◎	◎
		吉川美南駅周辺地域整備課				◎	◎
		工事検査課				◎	◎
	土木施設班	道路課	都市建設部長	□	○	◎	◎
		都市計画課（公園緑地担当）			○	◎	◎
	下水道・ 河川施設班	河川下水道課	都市建設部長	□	○	◎	◎
	水道施設・ 給水班	水道課		□	○	◎	◎
教育部	教育施設班	教育総務課	教育部長	□		◎	◎
		* 生涯学習課				◎	◎
	学校教育班	学校教育課		□		◎	◎
		教育センター					◎
給食班	給食センター		□			◎	
吉川松伏消防組合	吉川市消防団	消防長				◎	

注) ○印は、指定された職員の動員を示す。

注) ◎印は、課等に属する職員全員又はその職にある者の動員を示す。

注) □印は、班長を担当する課を示す。 注) \*印は、兼務課を示す。

## 7.2 災害対策本部の設置【総括班】

勤務時間内外を問わず、「震度5強以上」の地震が発生した場合は、速やかに災害対策本部を設置する。災害対策本部は、庁舎3階会議室に設置し、本庁舎が被災した場合は、吉川松伏消防組合消防本部に設置する。

なお、本部長不在の場合の意志決定者については、『【本文】本編 本章 第2節「第5 重要事項の決定」(P135)』に従うものとする。

『【資料】第2.11「吉川市災害対策本部条例」』参照

### <活動内容と手順>

#### 1 緊急初動体制の編成

「総括班」は、市内の被災情報、職員の参集状況等から災害対策本部の基本編成では緊急事態に対して十分な対応ができないと判断するときは、適宜人員を必要な部班に編入して対応する。

### <対応事例>

- ① 避難所への食料の配給が「産業物資班」だけでは十分に実施できない場合  
「環境衛生班」の編成を見直し、可能な人員を「産業物資班」に編入する。
- ② 傷病人が多く「救護班」だけでは対応できない場合  
「保育班」を「救護班」に編入する。

#### 2 本部設置の報告

報告先	担当	報告・通知の方法
各部	広報情報班	庁内放送、庁内ネットワーク、FAX、電話、口頭等
県災害対策課	総括班	災害オペレーション支援システム、県防災行政無線FAX、電話等
市民	広報情報班	市ホームページ、登録制メール、減災アプリ、SNS、ケーブルテレビ、広報車、報道発表等
自治会・自主防災組織	広報情報班	メール、FAX、電話等
防災関係機関	総括班	メール、FAX、電話等
防災会議委員	総括班	メール、FAX、電話等
報道機関等	広報情報班	メール、FAX、電話等

『【資料】第2.12「防災関係機関一覧」』参照

## 7.3 初動体制確立のための準備活動【総括班】

「総括班」は、初動活動が効率的に実施できるようにするために、物的準備や本部長、副本部長及び本部員への連絡及び初動各班の活動指示を行う。

### <活動内容と手順>

#### 1 物的準備として次の活動を実施する。

- (1) 災害対策本部室の確保
- (2) 通信機器、テレビ、ラジオ、FAX、パソコン、プリンター、コピー機の準備
- (3) 要員用の食料、飲料水、毛布の確保

- (4) 管内地図、住宅地図、掲示板、ホワイトボードの用意
- (5) 車両、燃料及び駐車場の確保
- (6) 被害状況連絡表その他の書式類の確保
- (7) 関係防災機関の名簿・連絡先・連絡手段の用意
- (8) その他災害対策用資機材の確保

**2 「総括班」の指揮命令系統の確認及び事務分担の調整**

各班の連絡員を選任する。

**3 本部長、副本部長及び本部員の日程調整及び不在本部員への連絡**

**4 初動各班の参集人員の確認（定期的に各班から報告させる。）**

**5 被害規模の概要把握（「広報情報班」から報告を受ける。）**

**6 初動活動を実施するように各班へ指示する。**

人的被害の防止・軽減を最重要課題とした処置をとること。

**第8 交通対策【土木施設班（道路管理者）】**

道路管理者は、発災後直ちに応急対策活動や避難路の確保等のため、吉川警察署との連携のもとに適切な処置をとるものとする。

**□道路管理者等による交通対策**

実施者		内容	根拠法
道路 管 理 者	国土交通大臣 知 事 市 長	1 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合	道路法 第46条 第1項
		2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	
警	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第76条 第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき	道路交通法 第4条 第1項
察	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いもの	道路交通法 第5条 第1項

警 察 官	<p>1 車両等の通行が著しく停滞したことにより道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき</p> <p>2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき</p>	<p>道路交通法 第6条 第2項、 第4項</p>
-------	--	---------------------------------------

## ＜活動内容と手順＞

### 1 情報の連絡、共有

道路管理者は、災害が発生した場合、道路の被害状況や障害物の状況を速やかに調査する。調査を行う際は、緊急輸送道路、緊急交通路及び避難路に指定されている路線から優先的に調査を行うものとする。なお、調査の結果、通行上の支障箇所を発見したときは、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を速やかに県（統括部）、「広報情報班」、消防本部に報告するものとする。

また、道路管理者は、被災地の実情及び道路、交通の状況に関する情報を警察と相互に連絡をとる。交通対策が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象、区間及び理由を相互に通知するものとし、交通規制を行ったときには、災害オペレーション支援システムにより県に報告するとともに、「広報情報班」、消防本部に報告する。

### 2 迂回路の選定

道路の交通対策を行った場合は、吉川警察署と連絡協議の上、迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

### 3 道路標識等の設置

車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、規制の対象、期間等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、標識を設置することが困難なときは、必要に応じて警察官又は「土木施設班」が現地において指導するなどの措置を講じるものとする。

### 4 警戒区域の設定等

地震が発生した場合、速やかに道路、橋梁の通行可否の調査を実施し、通行不能又は障害のある地域については、警戒区域の設定、交通対策を行うとともに、障害物の除去等により災害対策に必要な車両の通行路線を確保する。なお、警戒区域を設定し、又は交通対策を行うときは、あらかじめ吉川警察署長と協議する。

### 5 広報

道路の交通対策等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、一般通行者に対して、広報することにより、交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に向けた協力を求めるものとする。

### 6 通行禁止等における義務及び措置命令

**(1) 車両の運転手の義務**

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

**(2) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令**

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。(「災害対策基本法第76条、第76条の2、第76条の3」要略)

**(3) 道路管理者による放置車両等の措置**

道路管理者は、災害復旧に関する工事又は除雪その他の道路の維持の施行のため緊急やむを得ない必要がある場合においては、道路に長時間放置された車両について、現場に当該車両の運転をする者その他当該車両の管理について責任がある者がいないときに限り、当該車両を移動することができる。(「道路法第67条の2」要略)

また、道路管理者は、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合においては、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる放置車両や立ち往生車両等の運転者等に対して、移動を命令することができる。なお、運転者の不在時等においては、道路管理者自ら車両を移動することができる。(「災害対策基本法第76条の6」要略)

**□交通対策の要領**

- 地震発生と同時に、走行中の全車両を道路の左側に寄せて停止させ、道路中央部分を緊急輸送車両等の通行路として確保する。
- 混乱している交差点や主要道路等の近くに公園、空き地その他車両の収容可能な場所があるときは、道路上の車両をできるだけそこに収容し、車道をあけるようにする。

『【本文】本編 第2章 第2節 第6 「6.1 緊急輸送道路の整備」 (P90~93)』参照